



年金受給者の皆さんへ

源泉徴収票が送付されます

老齢基礎年金や老齢厚生年金を受給している場合、所得税法上の「雑所得」として取り扱われます。社会保険庁では、これらの年金を受給している皆さんへ、1月に「公的年金等源泉徴収票」を送付します。この「公的年金等源泉徴収票」には、平成19年中に支払われた年金額・源泉徴収税額・扶養親族等の内訳などが記載されています。

年金以外に所得のある方などは、確定申告の際にこの源泉徴収票が必要となりますので、大切に保管してください。なお、障害年金や遺族年金は非課税のため源泉徴収の対象とならないことから、源泉徴収票は送付されません。

確定申告の際は

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 または領収証書の添付が必要です

所得税法等の一部が改正され、納付した国民年金保険料額を社会保険料控除として申告する場合に、1年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類等を添付することが義務付けられています。

このため、社会保険庁では平成19年11月上旬及び平成20年2月上旬に(2月の送付対象者は、平成19年10月以降に初めて保険料を納付した方に限ります)1年間に納付した国民年金保険料額を証明した「[社会保険料\(国民年金保険料\)控除証明書](#)」を送付しています。

◆控除証明書のお問い合わせは◆

控除証明書専用ダイヤル(0570-00-9911)

平成19年11月1日～平成20年3月14日(平日9:00～17:00)

※一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金のみでご利用いただくことができます。

なお、紛失による再発行は、上記専用ダイヤルのほか、最寄りの社会保険事務所でも可能です。

仙北市の医療費(11月診療分)

●国保

世帯数	6, 831戸
被保険者数	14, 489人
(老人保健以外)	10, 655人)
総医療費	18, 791万8千円
1人あたり医療費	17, 637円

●老人保健

加入者	5, 395人
総医療費	33, 040万0千円
一人あたり医療費	59, 388円

●福祉医療

受給者	3, 390人
個人負担への助成額	1, 829万5千円
1人あたり助成額	5, 397円